

(設置)

第1条 本学は社会貢献を教育と研究に並ぶ大学の使命と位置づけ、市民との地域連携事業や地元企業との産学連携による研究事業等を通して、美術工芸分野の専門知識や技術等を広く社会に還元することや地域社会の活性化に貢献すること、実践的に社会に寄与できる人材を育成すること等を目的に、本学に社会共創センター（以下「センター」という。）を置く。

(分掌)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 地域連携事業に関すること
- (2) 産学連携による研究事業に関すること
- (3) 知財管理に関すること
- (4) 情報発信に関すること
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第3条 センターは前条の業務を遂行するために、地域連携部門、産学連携部門、知財管理部門を設置し、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 各部門長
- (3) コーディネーター
- (4) 事務局職員

2 センター長、各部門長、コーディネーターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(事業の執行)

第4条 センター長は、担当する教育研究審議会委員の監督のもとに、第2条に掲げる事業を総括し、各部門長は当該部門に属する職員を指揮監督する。

2 コーディネーターは、各部門長を補佐し、センター事業の実施に関して各部門長が指示する業務を行う。

3 各部門長は、必要に応じ、事業を外部に委嘱又は外部から識者を招へいすることができる。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 金沢美術工芸大学社会連携センター地域連携部門規程(平成22年規程第74号)、金沢美術工芸大学社会連携センター産学連携部門規程(平成22年規程第75号)及び金沢美術工芸大学社会連携センター知財管理部門規程(平成28年規程第93号)は、廃止する。